

# 特定非営利活動法人

## 日本歯周病学会学会賞規程

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は特定非営利活動法人日本歯周病学会（以下「本学会」という。）定款細則第 42 条の規定により、特定非営利活動法人日本歯周病学会学会賞（以下「本賞」という。）に関する必要な事項を定める。

### (目 的)

第 2 条 本賞は日本歯周病学会（以下「本学会」という。）活動に功労のある者を表彰することを目的とする。

### (選考対象)

第 3 条 歯周病に関する多年の優れた研究，教育あるいは臨床業績により，本学会の発展に寄与し，かつ役員として本学会の運営に著しく貢献した者に授与する。

### (受賞者の資格)

第 4 条 本賞は次の各号に該当する者に授与する。

- (1) 国内で主として行われた一連の優れた研究，教育あるいは臨床業績を有する者
- (2) 本学会で継続して 30 年以上学会員として活躍している者

### (選考方法)

第 5 条 本賞の選考は，学会賞選考委員会が行う。

- 2 本賞候補者は本学会理事の推薦によるものとする。
- 3 推薦理事は申請書類を本学会に提出する。

### (申請手続き)

第 6 条 申請書類は次の各号のとおりとし，各正本 1 部とコピー 7 部を提出する。

- (1) 推薦者による推薦書（推薦理由書：A4 版で統一のこと）
- (2) 被推薦者の履歴書（A4 版で統一のこと）
- (3) 推薦書類の送付先

日本歯周病学会事務局宛

〒 170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル

(財)口腔保健協会内 日本歯周病学会理事長

(学会賞応募と朱書きのこと)

(受賞数)

第 7 条 受賞対象は個人とし、各年度若干名とする。

(選考とその決定)

- 第 8 条 選考委員会は、理事長が委嘱した本学会理事 7 名の委員で構成する。
- 2 委員会には、委員長および副委員長をおく。委員長には学会あり方委員会の常任理事があたり、副委員長は委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。
  - 3 委員会は構成員の 2 / 3 以上の出席をもって成立する。
  - 4 本賞の選考に際しては、公募方式でなく、本賞選考委員会による推薦方式とし、広い視野から候補者を検討する。
  - 5 最終候補者の推薦は、委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

(表 彰)

第 9 条 学会賞受賞者には賞状と副賞を授け表彰する。

(規程の改正)

第 10 条 この規程の改正は、常任理事会および理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 本賞の副賞は、サンスター株式会社のスポンサーシップによる“SUNSTAR Award”とする。
- 2 この規程は、平成 13 年 4 月 25 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 15 年 10 月 16 日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成 22 年 5 月 13 日に一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成 24 年 5 月 17 日に一部改正し施行する。